

1 給与支払報告書における留意点

① 給与支払報告書提出対象者および提出先について

●令和6年度（5年分）給与支払報告書の提出

R6.1.1 付の 在籍状況	R5 年中の 支給総額	提出義務	提出先
在職中	金額に関わらず	有	R6.1.1 時点の住所地市区町村
退職している	30 万円超	有	退職時点の住所地市区町村
	30 万円以下	※無	退職時点の住所地市区町村

※退職までの支給総額が 30 万円以下の場合には、提出義務はありませんが、市・県民税に影響が
ある場合もあるため、他の方の分とあわせてご提出いただけるようお願いします。

◆◆誤りやすい事例◆◆

(A) 退職者の分を提出していない

→退職者についても、上記のとおり提出が必要です。

(B) パート、アルバイトや青色事業専従者の方の分を提出していない

→雇用形態（正規、非正規）や役職に関わらず、給与の支払をしただけで報告する義務
があります。

(C) 本人が申告するため、提出していない

→本人が申告するかどうかに関わらず、提出が必要です。

(D) 税務署への提出義務と同じだと思っていた

→税務署に源泉徴収票を提出する分以外も提出が必要です。

【参考：住所地と課税地について】

原則として、令和6年1月1日時点で住民登録されている市区町村で
課税されます。

(例1) 令和5年12月25日に行田市からA市に転出した場合

⇒令和6年1月1日時点は、転出先の「A市」に住民登録されているので、
令和6年度は転出先のA市が課税します。

(例2) 令和6年1月4日に行田市からB市に転出した場合

⇒令和6年1月1日時点の住所地は「行田市」なので、
令和6年度までは行田市で課税します。

②総括表について

●総括表の添付

令和5年度給与支払報告書を行田市に提出された事業所様に対し、行田市作成の総括表を送付しますので、給与支払報告書の提出にあたってはそちらの総括表を必ず添付してください。

他の様式の総括表で提出される場合は、行田市における8桁の指定番号、特別徴収・普通徴収ごとの従業員数を明記し、行田市より送付した総括表も添付してください。

●法人番号・個人番号の確認

《法人》

送付した総括表に印字された法人番号が誤っている場合、朱書きにて訂正をお願いします。空欄の場合は、朱書きで補記をお願いします。

《個人事業主》

朱書きで「個人番号」の補記をお願いします。また、提出する際は番号確認書類（通知カードの写しなど）+身元確認書類（運転免許証の写しなど。送付した総括表を使用する場合は不要）の2点を添付してください。

eLTAXにて提出される場合は、忘れずに法人番号（個人番号）を入力してください。なお、番号確認書類・身元確認書類の添付は省略できます。

●徴収区分

雇用形態に関わらず、原則全ての従業員様を特別徴収することとなっており、普通徴収にできるのは、普通徴収切替理由書兼仕切書に記載された理由に該当する場合のみとなります。

【参考：普通徴収切替理由】

普A：総従業員数が2人以下（下記普B～普Fに該当する方を差し引いた人数）

普B：他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）

普C：給与が少なく税額が引けない（年間の給与支給額が93万円以下の場合など）

普D：給与の支払が不定期

普E：事業専従者（個人事業主のみ対象）

普F：退職者又は退職予定者(令和6年5月末日まで)及び休職者

【個人別明細書への普通徴収切替理由の記載例】

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
⑥ 給料・賞与	円 1,650,000	円 1,088,800	円 739,457	円 17,800
〔源泉)控除対象配偶者の有無等〕 配偶者(特別)控除の額	円	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)
有	円	特定	老人	その他
法有	円	人 従入	人 従入	人 従入
社会保険料等の金額	円 259,457	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	円
〔摘要〕	普A	「普通徴収切替理由書兼仕切書」に普通徴収対象者の人数を記入するとともに、個人別明細書の摘要欄にも符号(普A～普Fのいずれか)を記載してください。(eLTAX等の電子媒体で提出する場合も含まれます。)		
生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額
新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額

③給与支払報告書（個人別明細書）について

<主な注意点>

- ・ 支払を受ける者のフリガナ、生年月日、個人番号は忘れずに記載してください。
- ・ 被扶養者の氏名（フリガナ）、個人番号は必ず記載してください。
- ・ 源泉徴収票とは異なり、16歳未満の扶養親族の個人番号も記載が必要です。
- ・ プリンターで印刷する場合、印字位置のずれがないことを必ず確認してください。

<記載の説明>

●前職分も含めて年末調整した場合について

…前職の給与支払者・給与支給額・源泉徴収税額・控除社会保険料額を必ず記入してください。

【前職分を含めて年末調整した場合の記載例】

⑥ 給与支払報告書 (個)	権別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	給料・賞与	6,152,000	4,481,600	1,324,600	222,700	
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)	
	有	老人	特定	老人	その他	
	有	有	有	有	有	
	社会保険料等の金	844,600				
	前職分を含めて年末調整をした場合は、給与支払者・給与支給額・源泉徴収税額・控除社会保険料額を必ず摘要欄に記載してください。					
	↓					
	(摘要)	行田市本丸2-5 行田産業 株式会社 令和5年3月31日退職 支払金額 1,500,000 徴収税額 55,410 社会保険料 211,225				

●住宅借入金等特別控除について

①「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄

…住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、「居住開始年月日」及び「住宅借入金等特別控除可能額」を必ず記入してください。

②「住宅借入金等特別控除の額」欄

…住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載してください。

③「住宅借入金等特別控除区分」欄

…住宅借入金特別控除区分は「住」「認」「増」「震」の4つありますが、このうち「住」と「認」に該当する場合のみ住民税での税額控除も適用されます。増改築であっても、10年以上のローンを組んでいれば、一般の住宅借入金等特別控除「住」に該当するのですが、こちらを誤って「増」と記載されているケースが散見されます。この場合、税額控除が受けられませんので、住宅借入金等特別控除の申告初年度の内容を確認していただくなど、注意していただくようお願いします。

④「住宅借入金等年末残高」欄

…年末残高と特別控除可能額については、前年と同額を記載するのではなく、必ず申告する年の年末残高と、そこから計算された可能額をその都度記載してください。

【住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合の記載例】

⑥	種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額					
	給料・賞与	11,300,000	9,200,000	5,938,786	0					
	(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数				
	老人		特定	老人	その他	障害者の数 (本人を除く。)				
	有		人	人	人	特別				
	者		人	人	人	その他				
	者	260,000	1	1	1	4	5	1	1	2
	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額				
	1,548,786	120,000	50,000			228,600				
	(摘要) (1)忍五郎 (2)忍六郎(非居住者) (3)忍季子(年少)									
<p>①必ず「居住開始年月日」と「住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。</p> <p>②住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入してください。</p>										
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	保険料の金額	保険料の金額					
	80,000	100,000	90,000	360,000	180,000					
住宅借入金等特別控除の種別	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(1回目)	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)					
	350,000	27/8/6		住(特)	35,000,000					
<p>③区分は、「住」「認」「増」「震」の4つのうち、「住」「認」に該当する場合のみ住民税での税額控除も適用されます。 (※「増」と記載するのは特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合のみです。記載誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生していますので御注意ください。)</p> <p>④前年と同額ではなく、申告される年の年末残高を記載してください。また、そこから特別控除可能額を算出してください。</p>										
個人番号	567890123456	個人番号	123456789015	5678						
				忍 夏子	区分					
				123456789014	(2)890123456789					
				忍 アキコ	区分					
				忍 秋子	区分					
8人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号										

●配偶者控除・配偶者特別控除について

- ① 「(源泉)控除対象配偶者の有無等」欄
 …年末調整済みの場合は、控除対象配偶者がいる場合には「○」を記載し、特別控除対象配偶者の場合は空欄としてください。
 年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者がいる場合に「○」を記載してください。
 ※「老人」欄は「○」を付す配偶者が老人控除対象配偶者である場合、ともに「○」を付してください。
- ② 「配偶者(特別)控除の額」欄
 …配偶者控除額または配偶者特別控除額を記載してください。
- ③ 「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
 …年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
 年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。
- ④ 「配偶者の合計所得」欄
 …年末調整済みの場合は、配偶者控除または特別控除対象配偶者の合計所得金額を記載してください。
 年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の所得の見積額を記載してください。

【配偶者特別控除の記載例】

⑥

種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	11,300,000	9,200,000	5,938,786	233,400
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	260,000	1	2
源泉控除対象配偶者の有無等	老人			
有	従有			
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
内				
<p>①年末調整済みの場合は、控除対象配偶者を有しているときのみ「○」を付してください。配偶者特別控除の対象となる配偶者については「○」は不要です。(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者を有しているときに「○」を付してください。)</p> <p>②配偶者特別控除の額を記載してください。(配偶者控除適用の場合も同様に控除額を記載してください。)</p> <p>③年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者の氏名とマイナンバーを記載してください。)</p> <p>④年末調整済みの場合は、控除対象配偶者または特別控除の配偶者の所得を記載してください。(年末調整していない場合は、源泉控除対象配偶者配者の所得の見積額を記載してください。)</p>				
旧個人年金保険料の金額	180,000			
氏名	忍 花子	配偶者の合計所得	840,000	
個人番号	234567890123			
氏名	忍 一郎	氏名	忍 花子	

給与支払報告書(個人別明細書)

- 配偶者控除の対象とならない配偶者に係る障害者控除について
 - ・障害者の数欄に人数を記載するほか、摘要欄に配偶者氏名、その後ろに「(同配)」と記載してください。

【控除対象配偶者でない同一生計配偶者が同居特別障害者に該当する場合の記載例】

⑥

種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	13,000,000	10,900,000	3,654,158	1,051,900
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		障害者の数 (本人を除く。)
有	従有	特 定	老 人	特 別
		人 従人	人 従人	人 従人
		1		1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
内				
	1,624,158	100,000	50,000	
(摘要)	忍 花子(同配)	控除対象配偶者でない同一生計配偶者(受給者の合計所得金額が1,000万円超のときの、合計所得金額48万円以下の配偶者)が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当し、障害者控除の適用を受ける場合、氏名の後に(同配)と記載してください。		
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	の金額	の金額	の金額
	180,000	100,000	90,000	360,000
住宅借入金等	居住開始年月	年	月	日

給与支払報告書(個人別)

●控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合について

「摘要」欄

- ① 5人目以降の方の氏名をご記載ください。また、氏名の前に括弧書きの数字を付してください。
- ② 16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に『(年少)』と記載してください。
- ③ 国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に『(非居住者)』と記載してください。

「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄

- ④ 個人番号の前には「摘要」の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄

- ⑤ 個人番号の前には「摘要」の欄において、氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。

～忍太郎の控除対象配偶者及び扶養親族は以下のとおりです。～

- ・控除対象配偶者：忍花子
- ・控除対象扶養親族：忍一郎、忍二郎、忍三郎、忍四郎、忍五郎、忍六郎
- ・16歳未満の扶養親族：忍春子、忍夏子、忍秋子、忍冬子、忍季子

※控除対象扶養親族のうち、忍一郎及び忍六郎は非居住者です。

氏名		忍太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額
給料・賞与	11,300,000	9,200,000	5,938,786
源泉徴収税額			233,400
控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)
特定 老人 1 1 1		その他 4	特別 1 1
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	
1,548,786		120,000	
(摘要) ①忍五郎 ②忍六郎(非居住者) ③忍季子(年少)			
※扶養親族等が非居住者(国内に住所を有しない者)である場合には、「区分」欄に「○」を付してください。 なお、非居住者でも、個人番号が交付されている方については、個人番号を記載してください。			
氏名		忍花子	忍太郎
個人番号		234567890123	840,000
控除対象扶養親族	氏名	忍一郎	忍春子
	個人番号	345678901234	123456789013
	氏名	忍二郎	忍夏子
	個人番号	456789012345	123456789014
	氏名	忍三郎	忍秋子
	個人番号	567890123456	123456789015
氏名	忍四郎	忍冬子	
個人番号	678901234567	123456789016	
個人番号又は法人番号		98765432109	
住所(納税)又は所在地		埼玉県さいたま市中央	
氏名又は名称		忍商事 株式会社	

①氏名の前に括弧書きの数字を付してください。

②16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載してください。

③5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない方である場合には、氏名の後に(非居住者)と記載してください。なお、扶養親族が非居住者でも、個人番号が交付されている方については、個人番号を記載してください。

④⑤「摘要」欄と「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄の括弧書きの数字を対応させてください。

※源泉徴収票には16歳未満の扶養親族の個人番号を記載しませんが、給与支払報告書には記載が必要となりますのでご注意ください。

2 給与支払報告書提出後における留意点

給与支払報告書提出後に異動が生じた場合

●各種届出の提出

総括表提出後に事業所情報に変更が生じた場合は、所在地・名称変更届出書を提出してください。

特別徴収を行う旨の給与支払報告書を提出した後、退職・休職・転勤の異動が生じた場合は、必ず「異動届出書」を提出してください。

普通徴収で提出した後、特別徴収に変更する場合は、「切替届出書」を提出してください。

【参考：法人番号・個人番号の記載について】

○所在地・名称変更届

事業所の法人番号の記載が必要。個人事業主の場合、個人番号の記載は不要。

○切替届出書

事業所の法人番号の記載が必要。個人事業主の場合、個人番号の記載は不要。

○異動届出書

給与支払者の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）及び、給与所得者の個人番号の記載が必要。

（注意事項）

- （1） 転勤の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付してください。
- （2） 勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」を記載したうえで、①マイナンバーカードまたは、②運転免許証などの身元確認書類及び通知カードの写しなどの番号確認書類を添付してください。

【お問い合わせ】

〒361-8601 行田市本丸2番5号
行田市役所 税務課 市民税グループ
048-556-1111（内線 231・232）

行田市ホームページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/>

税金に関するページ <http://www.city.gyoda.lg.jp/kurashi/zekin/>

【地方税ポータルシステム「^{エルトックス}eLTAX」について】

地方税共同機構ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>